

# 母子・父子・寡婦福祉資金一覧表

資金名 資金用途	学校等種別		通学区分	貸付限度額（月額・円）		貸付期間	据置期間	利子	違約金
<b>修学資金</b>  児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金	高等学校 専修学校 (高等課程)  ※高校授業料実質無償化のため、授業料及び授業料相当分は貸付対象外	国公立	自宅通学	27,000		その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする	卒業後6カ月	無利子	延滞元利金額につき年3%
			自宅外通学	34,500					
		私立	自宅通学	45,000					
			自宅外通学	52,500					
	高等専門学校  ※国の支援金部分は原則貸付対象外	国公立		1・2・3年	4・5年				
			自宅通学	31,500	67,500				
			自宅外通学	33,750	76,500				
		私立	自宅通学	48,000	98,500				
			自宅外通学	52,500	115,000				
	専修学校※1 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅通学	67,500					
			自宅外通学	78,000					
		私立	自宅通学	89,000					
			自宅外通学	126,500					
	短期大学※1	国公立	自宅通学	67,500					
			自宅外通学	96,500					
		私立	自宅通学	93,500					
			自宅外通学	131,000					
大学※1	国公立	自宅通学	71,000						
		自宅外通学	108,500						
	私立	自宅通学	108,500						
		自宅外通学	146,000						
大学院	修士課程		132,000						
	博士課程		183,000						
専修学校（一般課程）			55,500						

※1 大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援対象者については、貸付限度額から減免額及び給付型奨学金受給額を差し引いた範囲内で貸付可能です。

- ・専修学校（専門課程）は、日本学生支援機構対象校のみ貸付対象となります。  
専修学校（高等課程）は、大阪府育英会対象校のみ貸付対象となります。
- ・日本学生支援機構奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合、貸付限度額から日本学生支援機構貸付額を差し引いた差額の範囲内で貸付可能です。
- ・大阪府育英会奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合、貸付限度額から大阪府育英会貸付額を差し引いた差額の範囲内で貸付可能です。
- ・授業料の減免制度や助成制度、他の貸付制度などを活用されている場合は、貸付の対象外です。
- ・子が貸付を受ける場合には、親又は第三者等で償還能力を有する者を連帯保証人に立てていただく必要がありますが、親が貸付を受ける（子が連帯借主となる）場合には、連帯保証人は不要です。
- ・償還期間は可能な限り短期間になるように設定してください。

# 母子父子寡婦福祉資金一覧表

R 8. 4 作成

資金名	対象	資金使途	貸付限度額 (円)	据置期間	利子 ※ 1	違約金
技能習得資金	ひとり親家庭の親寡婦	就労に必要な知識技能を習得する際に必要となる授業料等に充てる資金 (限度: 5 年)	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (但し、直接就労に必要な場合)	習得期間満了後 1 年	無利子 (※1)	延滞元利金額につき年 3 %
修業資金	ひとり親家庭の子、寡婦が扶養している子	就労に必要な知識技能を習得する際に必要となる授業料等に充てる資金 (限度: 5 年)	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (但し、直接就労に必要な場合で、高校 3 年在学時に就職内定などを受けた児童)	習得期間満了後 1 年	無利子	
就職支度資金	ひとり親家庭の親寡婦又は児童	就職に際し、直接必要となる被服・履物の購入等に充てる資金	110,000	1 年	無利子 (※1)	
医療介護資金	ひとり親家庭の親寡婦又は児童	医療を受ける際に必要となる費用に充てる資金 (限度: 1 年)	340,000 (特に経済的に困難な事情にあると認められる場合 510,000)	貸付期間満了後 6 カ月	無利子 (※1)	
	ひとり親家庭の親寡婦	介護保険の保険給付に係るサービスを受ける際に必要な費用に充てる資金 (限度: 1 年)	500,000			
生活資金	ひとり親家庭の親寡婦	技能習得期間中の生活を維持するための資金 (限度: 技能習得期間中)	月額 141,000 (親が生計中心者でない場合 79,000)	習得期間満了後 6 カ月	無利子 (※1)	
		医療介護を受けている期間中の生活を維持するための資金、又は、配偶者のない女子又は男子となって 7 年未満のひとり親家庭の生活を安定させるための資金・失業期間中の生活を維持するための一時的な資金 (限度: 医療介護・失業期間 1 年、その他 2 年)	月額 118,000 (親が生計中心者でない場合 79,000) ※養育費取得のための裁判費用は、12 カ月相当の一括貸付が可能	貸付期間満了後 6 カ月		
		配偶者のない女子又は男子となって 7 年未満で、養育費取得の裁判費用に充てる資金				
住宅資金	ひとり親家庭の親寡婦	現に居住・所有する住宅を補修・保全等の費用に充てる資金	1,500,000 (災害など特別な場合 2,000,000)	6 カ月	無利子 (※1)	
転宅資金	ひとり親家庭の親寡婦	住居の移転に際し必要な敷金・運送代等に充てる資金	260,000	6 カ月	無利子 (※1)	
結婚資金	ひとり親家庭の親寡婦	扶養する子の婚姻に際し、挙式披露や家具購入等の費用に充てる資金	340,000	6 カ月	無利子 (※1)	
就学支度資金	ひとり親家庭の子、寡婦が扶養している子	高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金 ( )内は自宅外通学の場合 (授業料については、「修学資金」又は「修業資金」となります)	小学校 91,600	中学校卒業後 6 カ月	無利子	
			中学校 101,000			
			国公立の高校・専修 (高等、一般課程)、私立の専修 (一般課程) 150,000 (160,000)			
			私立の高校・専修 (高等課程) 410,000 (420,000)			
			大学・短大・大学院・専修 (専門課程又は専攻科)・高専 【国公立】 420,000 (430,000) 【私立】 580,000 (590,000)			
			修業施設【中卒】 ※2 150,000 (160,000)			
修業施設【高卒】 ※2 272,000 (282,000)						
事業開始資金・事業継続資金	新規貸付は行っていません※3					

1 償還については、原則、口座振替による元利均等・月賦払いとなります。

2 償還期間は可能な限り短期間になるように設定してください。

3 繰り上げ償還の申出を随時受け付けています。

※1 技能習得資金・就職支度資金 (配偶者のない親に係る場合)・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金で、連帯保証人を立てられない場合、年利 1.0%の有利子での貸付となります。

※2 修業施設の授業料等に充てる資金は修業資金による貸付になります。

※3 事業開始資金及び事業継続資金については、事業のリスクが高くひとり親家庭の自立を阻害するケースが多いため新規貸付は行っていません。

詳しくは窓口でご相談ください。